平成 25 年度 第 2 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 14:00~16:30 環境省新宿御苑管理事務所 1 階会議室

議事次第

- (1) 動物園・水族館・昆虫園・植物園から現状の報告
 - ①埼玉県こども自然動物園 園長 日橋一昭氏
 - ②株式会社海遊館 館長 西田清徳氏
 - ③多摩動物公園 園長 田畑直樹氏
 - ④富山県中央植物園 園長 中田政司氏
- (2) 動植物園の持つ公的機能(種の保全を中心に)について意見交換
- (3) その他

動植物園等に対する主な公的支援制度

- 1) 施設整備への補助
- 〇社会資本整備総合交付金 (国土交通省)

都市公園事業(社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つ) 地方公共団体が行う都市公園の整備を推進する事業。

			国費率	都道府県・市町村の負担
都道府県及び市町村の公園	用	地	1 / 3 (1 / 2) *	2 / 3 (1 / 2) *
	施	設	1 / 2	1 / 2

※ () は沖縄 [沖縄振興特別措置法] および緩衝緑地 [公害の防止に関する事業に係る国の財政上の 措置に関する法律に基づくもの]

【交付対象事業の要件】

国と地方の役割分担や支援の重点化等の観点から、面積要件、総事業費要件、整備水準 要件を設けている。

【交付対象事業】

①施設整備

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備を対象としている。

- ②用地取得
- ○施設の省エネ又は再生可能エネルギーに係る設備導入に係る補助
- ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(経済産業省) 民間事業者における先端的な省エネ設備・技術導入に対する補助制度 補助対象経費の1/3 以内 1 件当たり補助金の上限は50 億円
- ・独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(経済産業省) 民間事業者及び地方公共団体における自家消費向け再生可能エネルギー設備及び蓄電 池導入に係る補助制度

補助対象経費の 1/2 以内 1 件当たり補助金の上限は 4 千万円 (蓄電池を併置する場合は 6 千万円) 再生可能エネルギー等導入推進基金(環境省)

民間事業者及び地方公共団体の防災拠点における再生可能エネルギー設備等の補助制度。国が都道府県に補助、都道府県が補助先を交付決定

民間の場合、補助対象経費の 1/3 以内または利子補給、風力・地熱は補助対象 経費の 1/2 以内または利子補給(限度額は自治体により異なる)

○自治宝くじ普及宣伝事業(廃止) H23 年度より発売団体向けの助成事業は全廃

2) 税制優遇

〇地方自治体・公益法人(旧法の特定公益増進法人)が所有する動植物園等へ等への寄付 所得税は地方税とあわせて寄附金額の最大 50 %が控除される。

法人税は特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。

相続・遺贈財産への非課税措置

○私立の登録博物館へ土地を譲渡した場合には土地収用法に準じて扱う。

土地買い換えの際の非課税扱いまたは5000万円までの所得控除を受けられる。

(参考) 私立の登録博物館である動植物園は、以下の4館のみ

日本モンキーセンター (財団法人:公益増進法人)

桂浜水族館(公益社団法人)

春日大社万葉植物園 (宗教法人)

中冨記念くすり博物館薬木薬草園(株式会社)

動植物園における公的機能の現状と課題の一例 ~種の保全関係~

	<u>切10700</u>	割っかける公的機能の現状と誄題の ^{国供に買買}	
項目		現状と課題	意見や要望 動物園には複数の目的があるが、種の保存や環境教育等の目
	長谷川委員		的、意義が法律に位置づけられることで、、域外保全を安定的、 持続的に進めていくことが出来る。
			動植物園に関わる法制度は様々あるが、生物多様性保全に関す
	上河原委員		る法制度がかけており、その部分についてはの法的位置づけを 検討することが必要。
	日動水	動物園が何をやっているところかの法的裏付けがない。地方自治体が運営する動物園等が多い中で、地方行政として生物多様	
	口到小	性の保全に自治体の税金を使うことに合理的な説明が難しい。	
	 日動水	設置主体の自治体の首長 民間なら社長)によって方針が変わるため、継続性の担保が難しい。特に自治体は選挙で首長交代が	
		おこると変化が大きい。	ALTONIE - 1770 BOCK
		動物園で展示する動物の種の維持に危機。日本だけでなく、世界の動物園とも連携して飼育下繁殖した動物を相互にシェアし	
種の保全全般	日動水	ながら動物飼育展示個体を維持することが必要。その技術が環 境省の域外保全施策にも寄与できる。	
		日動水は、生物多様性委員会を設置して、種の保存を動物園の	│ │動物園が生物多様性を維持していくための仕組みを取り入れた
	日動水	展示の飼育個体維持だけでなく、域外保全に貢献できるよう取り 組んでいきたい。非加盟園館が相当数あり、これらへの働きかけ	法制度支援システムを作ることで、域外保全を安定的、持続的に進めていくことが必要
	A動物園	が必要。 種の保全は 動物園の役割」というよりは行政の役割である。	進めていくことが必要
	B動物園	動物園は希少種の展示が動物園の主目的で、種の保全がメイン	 種の保全は国が考えるべき。
		ではない。 植物園協会は植物多様性委員会を設置。生物多様性に取り組	
	植物園協会	む 植物多様性保全拠点園」は加盟105団体中26園。種の保全 に対する園館の意識の違いが大きい。	園間でも認識を共有していくことが不可欠で、混乱が起きないよう にして欲しい。全園が参加できるような仕組みが必要。
	植物園協会	COP1の際に策定された世界植物園保全戦略の中に絶滅危惧種の生息域外保全に掛かる目標が設置された。植物園協会	
		でも加盟園の絶滅危惧植物の統計をとり、当該目標を超えることが出来た旨表明した。	
	C植物園	指定管理者制度の中では、種の保全は成果がでるまで時間がか	
		かり、また不確実性が高いため、業務提案の中には位置づけにくい。	
	日動水	種の保存事業であっても、種の保存法の手続が煩雑など法的な 制約が大きい	種の保存法の譲渡手続等の簡素化。
	G水族館	展示飼育にあわせて、施設周辺の希少種の生息域の現況調査に取り組み始めたが、職員の手が足りない。	
	D ·E動物園	ファウンダー 野生由来の繁殖親個体)の確保が困難	ファウンダーの確保も念頭においた保護増殖計画の運用をして 欲しい。
		自然公園法で植物の採取 種子)の許可をもらっても、予定して	1000 co
	植物園協会 	いた時期に種子が採取できるとは限らない。種子の入手は結構 困難。	力者を活用を認めて欲しい。
域外保全について	植物園協会		生息域内保全と植物園で行う生息域外保全の中間的な位置づけが必要。 自生地には戻さないが、どこかで維持していくことも生息域内保全と位置づけて欲しい)
		ワシントン条約において、希少な植物を国際的に移動させる場合には必ず許可を取り証明を出すことが求められているが、研究対	
	植物園協会	象となる野生生物においては、手続の途中で枯れるおそれがあ	 速やかな研究機関登録の手続を定め、適用して欲しい。
		り植物を採取できないことがある。研究機関の登録があれば研究機関同士のやりとりこついては手続が簡略化されるが、機関登録	
	++	の規定が定められておらず適用されない。 植物園が有する希少植物栽培技術よりも、民間の愛好家の方が	
	植物園協会	レベルが高いことがある。	民間の愛好家団体などとも連携し、活用できるようにして欲しい。
	F動物園 植物園協会	飼育種 特に昆虫)栽培種の出自が不明なものが多い。また実際に発芽させると、当初思っていたものと違うものが発芽すること	
	日動水	がある。 魚類や昆虫類の域外保全については、特定の個体の子孫が増	
	G水族館	えて遺伝的な偏りを生む可能性がある	
遺伝的多様性	A/F動物園	実験装置は高価で、技術の進歩に沿って交換できない。	
	A動物園	配偶子バンクは精子の帰属権の問題があり、自グループ間だけの取組になりがち。	
	A動物園	冷凍配偶子を使った人工授精技術は未確立。	
	A動物園	取得できる配偶子に偏りが生じる。	
	A動物園	海外の動物園では繁殖研究施設の設置が当たり前だが、我が国では横浜と多摩の2箇所程度しかない。	
	A動物園	議会からは、地方自治体が行う業務かという指摘を受ける。 海洋生物は、捕獲が大半。完全養殖技術 (は外保全)が未確	繁殖研究に係る国のバックアップ 制度、支援策等)が必要。
繁殖に関する研究	G水族館	立な種も多い。 魚類 特に海域)の多くは購入が可能なため、域外繁殖は経済	
	G水族館	的に有利な種に限定される。	
	G水族館	海洋生物 特に魚類)は移動範囲が大きいことがあり、仮に野外に放流しても効果を判定できない。	
展示動物の確保	各動物園	自園だけでは繁殖に必要な個体を確保できない。近年はブリーディングローン 所有権はそのままにして、繁殖のために動物貸	
		し借りする制度)が導入されている。	
	B動物園	海外から入手する場合には、高い飼育環境基準を求められることがある。	国に海外の高い飼養環境基準に係る調整を図って欲しい。
	B動物園	動物交換の情報ネットワークがなく、自助努力しかないが、個別園にとっては大きな負担になっている。	国における動物交換の情報ネットフークづくりに期待。また海外の 動物園等との交渉に係る公的な機関での対応が必要。
	G水族館	これまでは簡単に輸入できた魚類であっても、近年は原産国の輸出許可が下りなかったり、入手環境が厳しくなってきた。	
傷病鳥獣等	A動物園	数が多く負担が大きい 都道府県によっては、すべて動物園に委	
	A動物園	ねられる) 都道府県から補填される経費は少なく大半が持ち出しこなる。	
	1		•

施設	日動水	バックヤードの不足(スペース、資金等)	
		特に都市型水族館はバックヤードがほとんどない。	
	B動物園	国際的に連携して動物を移動するには、施設が不十分。	
		維持費や改修費が掛かる。特に水族館は施設が大型になりがち	
	日動水	で、築後20年を迎える施設が多く、施設更新を考えなければなら	施設の改修等に係る公的支援が必要。
		ない時期に来ている。	
	日動水	公的支援制度がない(都市公園法の補助対象外)	施設の改修等に係る公的支援が必要。
		域外生物(昆虫等)の飼育には、逸脱防止を完全にしなければな	
		らない。最近の施設は逸脱防止を考慮しているが、古い施設で	
		は対応できない。	
	A動物園	博物館法に位置づけられるにはバリアフリー化が必要。(相当施	
		設は都市公園基準を参考。登録博物館はそれ以上の整備が必	
		要)	
	A/F動物園	希少種は必ずしも人を呼ぶ華やかさが伴わない(人を呼べない	
		ため飼育の優先順位が低くなる)	
展示		種の保存の観点から飼育園を他園に集約したが、利用者からは	
及小	B動物園	定番動物の展示を求める強い声が多くよせられ戻すことになっ	
		た。種の保存を必ずしも優先できない。	
	A動物園	希少種を珍重するのではなく、見せ方の工夫が必要	
	A動物園	地方自治体が税金で運営する必然性の説明を求められる。	
	A動物園	JICAプロジェクトで実施しているが、期間が限られている。	
		利い田のと はもとがすして中川と生い ルナウル・	
資金の確保		動物園では、活動を約束して寄付を集め、当該寄付によって	
		行った繁殖の成果を説明する等の仕組みにより、繁殖種、繁殖 率を確保している。	
		学を催保している。	
	日動水	日間次入たすれたいが、ローニック、カーボエロレブいて	
	口動水	民間資金を入れたいが、コーディネーターが不足している。	
人材の確保	A動物園	動物園の飼育員は労務職が多い。	
		指定管理者制度導入に伴い、役所側にプロの人材がいなくなっ	
		てきた。このため、現場との意思疎通をしにくくなりつつあり、将来	
		が不安。	
	C植物園	指定管理者制度は契約見直しがあるため、有期雇用にならざる	
		を得ない。さらに、労働契約法により、一箇所で5年を越える雇用	
		の場合には、本人が希望すれば無期限雇用に切り替えることが	
		義務となったので、ますます5年以上の雇用が困難になった。	

^{*} 本表は、第1回検討会のプレゼンテーション、意見交換及び動植物園へのヒアリング結果等を基に、動植物園等のもつ公的機能の現状と課題を記載したもので、すべてを網羅したものではない。